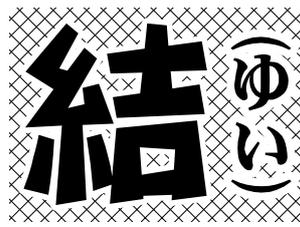


非正規センター・ゆい会員通信

2010年9月5日
第8号



NPO法人ゆうせい非正規労働センター
東京事務所
東京都千代田区外神田6-15-14-502
関西事務所
兵庫県姫路市西中島208-4-201
Tel&Fax 079-222-0738

第7回ゆうメイト全国交流会

日時 : 2010年10月10日(日)
13時開会
場所 : 大阪・東淀川市民交流センター

第一部 講演・問題提起と討論

検証正社員化! - 希望者全員正社員化・均等待遇を! -

講演: 「非正規労働者正社員化の重要性と今日的課題」 (仮題)

講師交渉中 (決定次第ホームページに掲載)

問題提起: 「郵政における正社員化の実態と今後の課題」

提起 非正規センター (ゆい)

第二部 模擬交渉

スキル徹底検証! - 会社主張の欺瞞を暴く -

スキル評価について、期間雇用社員から問題点を追求し、管理者役がそれに答える「模擬交渉」を行います。

会場からも質問などを投げかけ、会社主張の欺瞞を暴きます。

主張で勝った、負けたではなく、双方の主張を相互に出し合い、「苦情相談」「苦情処理会議」の模擬訓練の意味を含めて、私たちの主張のあり方も検証します。



第三部 懇親交流会

19時閉会

《会場》

『東淀川市民交流センター』 (市民交流センターひがしよどがわ)
大阪市東淀川区西淡路1-4-18

電話: 06-6321-3816

地下鉄御堂筋線「新大阪」下車 徒歩10分

JR東海道本線「新大阪」下車 徒歩5分

《会費》

参加費 500円 (懇親交流会参加者 1,000円)

NPO法人ゆうせい非正規労働センター

第3回総会議案

日時：2010年10月10日(日) 12時～12時30分

場所：東淀川市民交流センター

※総会終了後「第7回ゆうメイト全国交流会」

昨年11月15日に開催しました、第2回総会決定の活動方針に基づき、約1年間活動を進めてきました。

私たちをとりまく政治状況としては、民主党を中心とした連立政権が発足する中で、三事業一体経営を基本とした「郵政改革法案」の与党による合意、亀井郵政担当大臣(当時)の「正社員での業務運行が本来の姿」発言を背景とした郵政グループの郵政期間雇用社員の正社員化検討などが進められてきました。

しかし、7月の参議院選挙において、与党民主党の過半数割れとなり「郵政改革法案」のゆくえはかなり不透明となっています。一方、正社員化については、8月7日・8日に正社員登用の第一次審査が実施され、9月25日～29日の第二次審査、最終合否発表は10月末～11月上旬の予定で正社員化が進められておりますが、登用人数は今のところまったく不明となっています。総会時点では明らかになる第一次試験の合否結果を把握し、充分分析することが求められています。

昨年総会で確認してきました諸課題について、積み残しもあり、今年度については、基本的に昨年度方針を踏襲し、活動を進めていくこととします。

そして、昨年同様、(ゆい)の活動の基調でもある情報の共有化と発信、個別に取り組まれている様々な労働条件改善等の取り組みの共有化と連携強化などにとって、最重要な課題である「会員拡大」に全力で取り組んでいくこととします。

1. 2009年度の主な取り組み

(1) 事務局会議の開催

- ・第4回事務局会議 2010年1月24日
- ・第5回事務局会議 2010年4月18日
- ・第6回事務局会議 2010年8月29日

(2) 会員通信「ゆい」発行

- ・第4号 2009年 9月23日
- ・第5号 2009年11月25日
- ・第6号 2010年 3月15日
- ・第7号 2010年 7月 1日

(3) 首都圏・近畿各事務局結成

(4) 学習交流会開催

- ・首都圏学習会 2010年5月30日
- ・近畿学習会 2010年6月13日

(5) 学習資料

- ・権利ブック統合版発行
(各種規定等の変更追加)

(6) 2月28日・3月1・2・3日

全国一斉電話相談実施

(7) 労働相談

- ・メール相談および意見約420件
(試験関係で増加)
- ・電話相談 28件

(8) 岡山支店萩原裁判

- ・2010年2月26日
「請求棄却」の不当判決
- ・2010年7月6日 第1回控訴審

2010年度活動方針

前年度の方針を踏襲し活動を進めていくとしますが、今年度の特調としては、郵政グループ全体で行われました「正社員化」について、合否の実態把握と、問題点の整理に全力をあげ、「管理者評価」などの恣意的判断による不合格については、その個別救済を求める取り組みを進めるほか、今後の正社員化のあり方について、具体的な要求整理に取り組むことを年度前半の最重要課題としていきます。

そのためにも、全国的な合否実態をできる限り正確に把握することが求められます。

① 会員拡大

(ゆい) 紹介リーフレットを活用し、全国的な期間雇用社員のネットワークを作り上げていくため、会員拡大を本年度の最重要課題として取り組みます。

② 労働相談の取り組み

通年的なメール相談及び第1・第3火曜日の電話労働相談を継続していきます。

③ 学習資料の発行

- ・「労働条件Q&A」発行予定
- ・会員、ホームページからの呼びかけ等により、「期間雇用社員の実態報告集」(職場の声)を発行

④ 全国一斉電話相談の実施

全国一斉電話相談を継続してとりくみます。

⑤ 学習交流会の開催

- ・各地方で今年度最低1回地方別学習交流会開催を追求する
- ・職場、地域で少人数により学習交流会の開催

⑥ 萩原控訴審勝利に向けた取り組み

⑦ 各地域・職場での雇止め、スキル見直し等、苦情処理などの取り組み支援

郵政各社・65歳実質的定年制を提示

2011年4月1日の更新時から、期間雇用社員についても65歳定年制の実施を提示してきています。私たちは雇用継続を希望する者の全員雇用継続を求めます。

期間雇用社員が65歳に達した日以後の雇用契約の更新について(提案)

期間雇用社員(スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。)の雇用契約更新の取扱いについて、以下のとおり提案する。

1 改正内容

期間雇用社員(スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。)の雇用契約については、会社が特に必要と認める場合のほかは、満65歳に達した日以後、雇用契約の更新を行わない旨を期間雇用社員就業規則において定めるところ。

この取扱いについて、平成22年10月1日から適用することとしていたところ、十分な事前周知を行う趣旨から、6ヵ月間延期し、平成23年4月1日から適用することとする。

2 社員周知

(1) 個別説明

8月末までに、平成23年4月1日以後の雇用契約期間の満了の自において満65歳以上となる期間雇用社員(月給制契約社員については昭和22年4月1日以前に生まれた者、時給制契約社員については昭和21年10月1日以前に生まれた者)(スペシャリスト契約社員及びエキスパート契約社員を除く。以下、同じ。)に対し、管理者等から、個別に『期間雇用社員の皆さんへ』(別紙)を手交の上、説明を行う。

なお、時給制契約社員に対する個別説明は、原則として雇用契約の更新手続に合わせ行うこととする。

(2) 社員周知

前記(1)の個別説明が終了した後、「期間雇用社員の皆さんへ」(別紙)を掲示板等に掲示するとともに、同内容を朝礼等において周知を行う。

(参考)

「会社が特に必要と認める場合」の運用については、次により行う。

- ① 当該期間雇用社員が業務遂行能力を確実に備えており、かつ、
- ② 当該期間雇用社員の後補充を行う必要があるが、その後補充が困難であると会社(所属長)が認める場合

ホームページからの質問に見る スキル評価の問題点

Q1 「営業ができていないからAランクにできない」と言われた。

A 「営業実績」例えば、年賀状販売の個人目標が達成できていない、あるいは目標を上回る販売実績がある、どちらも評価の対象になりません。

いわゆる「営業実績」の評価項目はありませんし、営業実績を評価項目にしている支店もあるようですが、会社の指導は「営業を評価項目に追加してはいけない」となっています。

Q2 「誤配」があるとの理由でランクアップがなかった。

A 「誤配」は、例えば、BからAへのランクアップに直接関係させてはいけないことになっています。

会社の指導は、「誤配についてスキルランクに反映させるのではなく、習熟度の有無に反映させる」としています。

例えば集配で3区通区し「Aランク習熟有」であったが「誤配」で「訓戒処分」を受けたとしても、あくまでもAランクはそのまま、習熟度が「無」になります。

Q3 誰が誤配したかはっきり分からないのに、誤配が数回あるとして「習熟度無」とされ200円もの賃下げとなった。

A 誤配については、会社指導でもその誤配が誰がしたのか特定できない場合は「誤配の件数に含めない」となっています。

Q4 通配を2区通区し、混合も担当して配達しているが、2区通区だからBランクにしかならないと言われた。

A これも支店管理者の間違いです。会社は班の混合を担当し配達している場合は、それも1区通区として数えるとしています。それゆえ、質問の場合は、通配2区と混合1区の合計3区通区でAランクとなります。

※参考

但し、これは問題なのですが、5区ある班の混合を担当し配達している場合でも、通配区の配達をしていない限り、1区通区しかカウントしないことになっています。

Q5 担当していない事務を「できていない」とされランクアップになりません。

A 郵便内務で問題となっていますが、「人事評価規定」では「評価項目にある事務を担当していない場合」は「評価せず」となっており、「評価しない事務」は、「できているものとみなす」となっていますので、当然ランクアップすべきです。



岡山支店期間雇用社員・萩原さん 雇止め撤回を求める裁判への支援を！

控訴審第2回弁論

日時：2010年10月14日 午後1時30分

場所：広島高等裁判所岡山支部201号法廷

★裁判闘争資金カンパもお願いします。

郵便振替口座名 萩原君を支える会

振替口座番号 01320-4-86685

(ゆい)会員継続をお願いします

非正規センター(ゆい)の会費は年会費となり、10月1日から新年度の会費となります。

会員継続をお願いいたします。

郵便振替口座名

ゆうせい非正規労働センター

口座番号

00980-5-107896